

本庄市公共施設等マネジメント推進審議会の運営方法について

本庄市公共施設等マネジメント推進審議会規則第11条の規定に基づき、本庄市公共施設等マネジメント推進審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1 会議録の作成について

(1) 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- ① 開催の日時及び場所
- ② 出席者及び欠席者の氏名
- ③ 会議の議題
- ④ 会議の経過（発言者の氏名含む）
- ⑤ ①から④までに定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

(2) 会議録は、議長の承認をもって確定するものとする。

(3) 会議録の公表は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

本庄市審議会等傍聴規則第2条の規定に基づき、本庄市公共施設等マネジメント推進審議会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1 傍聴人の定員について

(1) 傍聴人の定員は、10人とする。

(2) 傍聴希望者が10人を超える場合は、先着順とする。

(3) 会場の大きさや社会的影響により、10人の傍聴希望者を受け入れることが困難である場合については、事務局が適する定員を判断し、事前に会長より了承を得た上で、定員を変更することができるものとする。

※本運営方法は、審議会部会について準用する。この場合において、各規定内の「会長」とあるのは「部会長」に読み替えるものとする。